

第 4 3 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 平 成 2 3 年 9 月 5 日 ( 月 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 9 月 5 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 2 0 号 議 案 地 方 自 治 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 に 関 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 4 第 2 1 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

第 2 2 号 議 案 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 5 第 2 3 号 議 案 宍 粟 市 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 6 第 2 4 号 議 案 宍 粟 市 農 業 共 済 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 7 第 2 5 号 議 案 平 成 2 3 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

第 2 6 号 議 案 平 成 2 3 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

第 2 7 号 議 案 平 成 2 3 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 2 8 号 議 案 平 成 2 3 年 度 宍 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 2 9 号 議 案 平 成 2 3 年 度 宍 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 3 0 号 議 案 平 成 2 3 年 度 宍 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 3 1 号 議 案 平 成 2 3 年 度 宍 粟 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 3 2 号 議 案 平 成 2 3 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第

- 1号)
- 第33号議案 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第34号議案 平成23年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第35号議案 平成23年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 第36号議案 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 第37号議案 小型動力ポンプ付積載車等購入契約の締結について
- 日程第9 請願第2号 宍粟市立千種幼稚園の存続・移転立地に関する請願について
- 日程第10 請願第3号 播州地域の市民の生命と財産を守る一級河川揖保川及び一般国道29号の整備事業の推進に関する請願について
- 日程第11 発議第2号 宍粟市議会改革推進特別委員会の設置について
- 追加日程第1 第37号議案 小型動力ポンプ付積載車等購入契約の締結について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第20号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第4 第21号議案 宍粟市税条例等の一部を改正する条例について
- 第22号議案 宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第23号議案 宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第24号議案 宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第25号議案 平成23年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)
- 第26号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第27号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正

- 予算（第1号）
- 第28号議案 平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第29号議案 平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第30号議案 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第31号議案 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第32号議案 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第33号議案 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第34号議案 平成23年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第35号議案 平成23年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 第36号議案 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 第37号議案 小型動力ポンプ付積載車等購入契約の締結について
- 日程第9 請願第2号 宍粟市立千種幼稚園の存続・移転立地に関する請願について
- 日程第10 請願第3号 播州地域の市民の生命と財産を守る一級河川揖保川及び一般国道29号の整備事業の推進に関する請願について
- 日程第11 発議第2号 宍粟市議会改革推進特別委員会の設置について
- 追加日程第1 第37号議案 小型動力ポンプ付積載車等購入契約の締結について

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（19名）

1 番 岸 本 義 明 議 員

2 番 寄 川 靖 宏 議 員

3 番 木 藤 幹 雄 議 員

4 番 秋 田 裕 三 議 員

5番	東	豊	俊	議員	6番	福	嶋	齊	議員		
7番	伊	藤	一	郎	議員	8番	岩	蒨	昭	美	議員
9番	藤	原	正	憲	議員	10番	大	倉	澄	子	議員
11番	實	友		勉	議員	12番	高	山	政	信	議員
13番	山	下	由	美	議員	14番	岡	前	治	生	議員
15番	山	根		昇	議員	16番	小	林	健	志	議員
17番	大	上	正	司	議員	18番	西	本		諭	議員
20番	岡	田	初	雄	議員						

欠席議員（1名）

19番 岡崎久和 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	畑	中	正	之	君	書	記	榎	谷	米	男	君	
書		記	原	田		涉	君	書	記	松	原	よ	しみ	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	路	勝	君	副	市	長	岩	崎	良	樹	君											
教	育	長	小	倉	庸	永	君	会	計	管	理	者	釜	田	道	夫	君							
一	宮	市	民	局	長	西	山	大	作	君	波	賀	市	民	局	長	上	田	学	君				
千	種	市	民	局	長	秋	武	賢	是	君	ま	ち	づ	く	り	推	進	部	長	伊	藤	次	郎	君
総	務	部	長	清	水	弘	和	君	市	民	生	活	部	長	岸	本	年	生	君					
健	康	福	祉	部	長	杉	尾	克	君	産	業	部	長	平	野	安	雄	君						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	藤	原	卓	郎	君	土	木	部	長	神	名	博	信	君		
水	道	部	長	米	山	芳	博	君	教	育	委	員	会	教	育	部	長	福	元	晶	三	君		
総	合	病	院	事	務	部	長	広	本	栄	三	君	消	防	本	部	消	防	長	幸	島	幸	博	君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) 第43回定例会宍粟市議会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに第43回宍粟市議会9月定例会が招集され、皆様方には御繁忙の中、御壮健にて御参集いただき開会できますことは御同慶の至りであります。まことにありがとうございます。

さて、一昨日より宍粟市を襲いました台風12号による被害につきましては、御案内のように、一部家屋の浸水や市道の崩落、田畑の浸水、これにまつわる用排水の支障が見受けられましたが、人的な被害もなく、安堵いたしています。

それでも、避難勧告によります市民の皆様の御心配はいかばかりであったことかとお察し申し上げます。被災されました皆様には、1日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

また、行政当局の皆様には、これら対応の御判断、御決断の御労苦に心からねぎらいを申し上げます。御苦労さまでございました。引き続き、今後の対応に御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

さて、朝夕の涼風は、あの夏の暑さを遠いものにしてしまいました。虫の音は実りの秋のプロローグのように聞こえてきます。暑いにつけ、寒いにつけ、雨に風に一喜一憂する人の営みであります。時の移ろいは、これまで幾度となく繰り返されてまいりました。その都度、その流れの中で自然に対峙してまいりました。とりわけ、稲作に汗を流したこれまでの労苦が、その実りとともに人をも評価されるときでもあります。人は人として生まれ、自然とともに生きる喜びを求めてまいりたいものであります。

顧みますと、春一番が吹く中での大震災。私たちは常に優しい自然をと願っていますが、自然の持つ厳しい一面でもあります。それでも共生を避けることはできません。優しい自然、美しい自然はまた、人としての思いやりにあるやもしれません。いま少し立ちどまり、実りの秋の仲間たちの生き方に目をとめたいものと思っております。

かつて経験したこともなかった未曾有の東日本大震災からほぼ半年が過ぎ、復興への着実な歩みも進みつつありますが、被災者がもとどおりの幸せな生活を取り戻すには、まだ遠い道のりが残っていることも事実であり、今ほど政治の力が求められているときはありません。しかし、中央政府の動きは遅々として、被災者の切実な思いが届いているとは考えられません。少し生意気に、思い切った政策の転換を

我々地方の立場からも声を上げていくべきときではないかと思うところであります。

新しく選ばれました野田佳彦総理大臣は、みずからをドジョウと申され、泥臭い政治をと、その所信を述べられました。地方に生きる私どもは、このことを受け、ドジョウの目にとまる土壌をつくらねばと、胸の思いが膨らんでいるところであります。

さて、政策といえば、この宍粟市に差し迫った大きな問題があります。少子化がきわまろうとする今、次代を担う子どもたちの生活や学習の場を保障することは、我々地域の大人の最も大切な仕事であります。社会の荒波に耐え、幸せな家庭を築ける社会人をつくり出すシステムを保障することほど、我々自治に関与する者に与えられた大きな責務は、ほかにはありません。

長年、地域に根づいてきた幼稚園や小学校がなくなるのは耐えがたい寂しさを伴いますが、いかんともしがたい時の流れがいや応なく宍粟市に突きつけているのは、教育の場の規模適正化であることは、だれの目にも明らかであります。厳しい多くの議論を経て、この9月議会が正しい選択に向かうものになることを願ってやみません。

議員の皆さんにあっても、当局におかれましても、長い9月議会となりますが、真剣な議論でよりよい方向が見出せるものと確信し、開会のあいさつといたします。ありがとうございます。

○市長（田路 勝君） おはようございます。

随分暑い日が続いたわけですが、第43回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、御健勝にて御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

先日、9月3日から4日にかけて襲来をいたしました台風12号については、市内の二つの地区と22の自治会、延べ人数にしまして1万690人の皆さんに対して避難勧告を発令するなど、長時間にわたる降雨と河川の増水に大変心配をいたしました。市内においては幸いにも大きな被害もなく、ひとまず安堵しているところであります。

ここで、時間をいただきまして、後刻、きょうもまた班分けをして調査に職員が出ておるところでございますが、後でまた詳しいものにつきましては文書で配付をさせていただきたいと思っておりますが、概要について御報告を申し上げておきたいというふうに思います。

今回の台風につきましては、9月2日の9時半に局長部長会等招集をいたしました

て、間違いなく台風が来るということで、対応をいたしたところでございます。9月3日の午前3時55分に警戒本部を設置、そして同じく土曜日の午後1時15分に対策本部に切りかえて対応をしてきたところでございます。

今回の市内における雨の状況でございますが、これにつきましては9月2日の7時から9月4日の6時ということで、24時間雨量ということになるわけですが、山崎町の山崎につきましては、姫路河川国道事務所の発表であります254ミリ、それから一宮町におきましては、神戸海洋気象台の発表でございます285ミリ、それから波賀町戸倉につきましては、龍野土木事務所の発表の数値でございます410ミリ、それから千種町千種におきましては、龍野土木事務所の発表でございます254ミリと、こういう状況でございます。

それから、市内における被害の状況でございますが、9月3日の9時現在であります、自宅におきまして床下浸水が、山崎町で1件、それから一宮町で2件、合計3件が出ている状況でございます。

それから、道路の状況等でございますが、これにつきましては21カ所について通行どめ等を行ったわけですが、現在におきましては6カ所において片側通行、通行どめ等を行っております。

県道養父穴栗線の倉床自治会北で通行どめ、それから県道養父波賀線におきましては、道谷でございますが通行どめ。それから国道429号の高野峠が通行どめ。それから、同じく429号笠杉トンネル朝来方面で通行どめ、それから養父波賀線の道谷におきまして片側通行。それから、市道段門前線におきましては、土砂流出のため通行どめと、以上6件が、今、規制をかけているところでございます。

あと、避難箇所の設置でありますとか、あと被害状況の詳しいものについては、調査が終わり次第、早急にまた皆さん方にお知らせをいたしたいと思っております。

いずれにいたしましても、台風に限らず、近年、各地で集中豪雨が発生しており、日ごろからの防災対策が重要であると、改めて気を引き締めているところであります。

ことしの夏は、特に震災の影響によります節電への取り組みも相まって、例年より一層暑さが厳しく感じたように思いますが、最近では朝夕も過ごしやすさを感じております。黄色く色づき始めた稲穂の姿に、また、運動会の練習に励む子どもたちの様子に、秋の気配を覚える毎日となっております。

運動会では、元気な子どもたちのかけ声や保護者の皆さんの熱のこもった応援に地域も元気づけられることがあると思っておりますが、運動会に欠かせないのが軽快なり

ズムの音楽であり、この音楽によってさらに盛り上がりを見せます。音楽は、その場の雰囲気をつくるとともに人々を楽しませ、時には和ませてくれます。

先月27日には、宍粟市吹奏楽団の結団式が行われました。関係者の皆さんにとっては待ちに待った楽団の創設で、市としましても、音楽を通じた宍粟市の豊かな文化の創造につながる取り組みであるとの認識から、支援を行ってまいりたいと考えております。これから秋本番を迎えますが、例年にも増して、豊かな実りや芸術、文化などが光り輝く季節となりますよう、皆さんの御協力をお願いいたします。

さて、宍粟市の抱える課題であります。先ほど議長のほうからもごあいさつの中でありましたように、幼保のあり方、学校規模の適正化も大きな課題の一つであります。

また一方、課題の一つに、地域医療の確保がございます。これまでも、医師確保や看護師等の確保のため、さまざまな取り組みを行ってきましたが、なかなか医師の確保、充実に結びつかないというのが状況となっております。

こうした中で、昨年から国県との協議を進めておりました宍粟総合病院の基幹型臨床研修病院の指定が、先般の厚生労働省における審議会において「適当」ということで判断がされました。今月下旬には正式認定を受ける運びとなっております。

また、千種診療所において、本年11月から民間病院との連携による眼科診療所の開設が決定しつつございます。また、それに加えまして、詳細等については現在、調整中でございますが、同診療所と神戸市立医療センター中央市民病院との連携によります後期研修医派遣の実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

このことによりまして、宍粟総合病院では中核医療としての研修、そして千種診療所におきましては僻地医療の研修、こういったことの中で地域医療を確保、維持する取り組みということが、一歩ずつではありますが進展していることを御報告を申し上げますとともに、関係の皆さんに感謝を申し上げる次第であります。

また、その関連経費について、一部を今定例会に補正予算として上程させていただいているところでございますが、市議会、行政、地域が一体となった地域医療の確保、維持に向けて、さらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、国政に目を向けてみますと、新総理誕生に期待感が高まりつつも、東日本大震災の復興に向けた取り組みなど、課題は山積いたしております。地方分権がうたわれて久しくなりますが、いまだ実現していないのも事実でございます。

今定例会におきましては、地域主権改革の趣旨に沿うよう地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例における引用条文の改正、文言の整



理を行うための地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例や人事異動によります人件費の精査等の一般会計補正予算案件など、合わせて18の議案について御審議をいただくことといたしております。

議員各位におかれましては、それぞれの案件の内容等を慎重に御審議をいただきまして、原案に賛同を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たってのあいさつ、そして報告とさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 御報告を申し上げます。岡崎久和議員より、本日の会議を欠席する旨の申し出がありましたので、お知らせをいたします。

ただいまから、第43回宍粟市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の本会議に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長あての報告書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の報告書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、本日、市長から議案18件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

3番、木藤幹雄議員、4番、秋田裕三議員、以上、両議員にお願いします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間としたいと思っております。御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月26日までの22日間に決定しました。

### 日程第3 第20号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第3、第20号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第20号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地域主権改革の趣旨に沿うように、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年5月2日に公布され、市町村における基本構想に係る策定義務の廃止、地方開発事業団制度の廃止等が行われたことにより、関係条例において引用しております条文及び文言の整理を行うものであります。

今回の地方自治法改正に関係いたします条例は、宍粟市土地利用委員会条例、宍粟市税条例、宍粟市議会基本条例の3条例で、宍粟市土地利用委員会条例では、基本構想に関する部分を規定した引用条文を整理し、宍粟市税条例では条文に引用している地方開発事業団の文言を整理をし、宍粟市議会基本条例では、引き続き基本構想と基本計画の策定を議会の議決事項とする改正であります。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

8番、岩薮昭美議員。

○8番(岩薮昭美君) 今、地方自治法の改正に伴う法律の施行、それに関連して本市の関連する条例の文言等を改定すると、こういうようにおっしゃいました。その前段におきまして、市長が、いわゆる主権改革に伴う改定の趣旨、これについて若干触れられました。こういうことが出てくるのは当然であろうと思います。

質疑、この個々の三つの1条、2条、3条と、土地利用委員会条例、市税の条例、あるいは議会基本条例の一部の改正という個々の問題等につきましてはまた別の機会に譲るといたしまして、まさしく今、市長が言われた考え方、その趣旨に合う、

いわゆる体制、あるいは取り組みが、市のいわゆる事務本部の部署で日夜いろいろと詳細に検討されてるということはよく理解してますが、問題はこの我々が幾ら地方主権だ、分権だと言いましても、地方自治体の運営に係る基本的な問題は地方自治法に定められているわけでございまして、これに従うということは非常に重要でございまして。あわせまして、この自治法そのものの基本的な考え方、あるいは基本的な制度の改革、それに伴う法令の文言等が非常にたくさん今後も変わろうとしている、現に変わっていると。こういうことを踏まえましてお尋ねをしたいんですけども、こういう事態の中で一番重要になってくるのは、自治基本条例、あるいは議会基本条例もそうなんですけども、その一番基盤としているところは主権者たる住民との情報の共有だということが基本中の基本だということが、二つの基本条例にはっきりと名言されてる。ということは、当然ながらこの自治体経営の基本になる自治法の改正等につきましては、行政当局がいわゆる強い関心を持って、それを見詰められ、あるいは検討されているということはよくわかるんですね。当然ながら、あらゆる行政部門の各所において、その法の改正に伴う具体的なアクションプラン等が変更を余儀なくされたり、変えなけりゃならんということも多々生じてくると。議会も同じでございまして。

そういうことで、これを統一的に本市の基本条例、あるいは両基本条例を踏まえた市政を推進していく上において、住民に対しても、こういう基本をもとになってる条例の改正ということによって、どういうことが現に生じ、今後も生じようとしているかということの、非常に大きな部分での情報の共有ということは、我々議会はもちろん、当局の大きな責任だろうと、こういうように思います。

そういう意味におきまして、現に従来の基本条例のこの部分がこういうように変わった、背景はこういう考え方があり、今後、執務のあり方、あるいは議会のあり方も含めて、こういう部分が変わっていきますということ、やはりよく学ばせる、学ぶということが必要になってくる。そういう意味において、市の行政組織の中でそういう方針に基づいた、いわゆる最高規範の自治基本条例をしっかりと踏まえた一つのソフト事業として、そういう取り組みがなされているのかなど。いわゆるとんと突き当たった段階で、自治法が変えられましたから、ここ変えますというようなことを際限なく繰り返しておったんでは、なかなかその改正の背景も、これから我々が目指すべき方向性もよく見えないことがあるということに考えをいたしまして、その取り組みについてはどうなのかということをお尋ねをしたい。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 具体的なことは、また担当のほうから申し上げますが、今、既に、議員詳しいわけでありましてけれども、まだまだ地方分権一括法が制定されてから、まだまだ十分な分権といいますか、逆に今は主権という言葉が使われてきておるところであります。地方分権なり、あるいは地方主権ということになりますと、地方がいろんなことを決定をする、あるいは責任を持つ、そういったことに言い換えればなるわけでありまして。そういうことから考えますと、議会もまたしかりでありますし、そういう意味からも自治基本条例というものを制定をいたしたわけでありまして。

その中には情報の共有ということもうたっておるわけでありまして、それぞれ行政、あるいは議会、そしてまた市民も正しい理解をする努力をしなければならないと、こういったことも入っているわけでありまして。

そういうことの中で、まだ自治基本条例、4月に交付をしましてから時間がたっていない、そういう中でそれぞれまだまだ取り組むべき課題というのは多いわけですが、やはりそういった問題に合致するように、これからの努力ということが、それぞれがお互いにすべき課題であるというふうな認識をいたしているところでありまして。

また、情報の共有ということは非常に大事なことでございますので、一般市民の皆さんにオープンで公表してということが、今回の条例等については一々説明をすることが適切かどうかということもあるわけですが、これらにつきましては、いろんな形で情報を提供するシステムというものもつくっておりますので、例えば自治基本条例等につきましては保存版ということで各戸に配布をしたり、あるいは委員会の議事録等も公表したり、そういったことをしながら、今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 自治法の改正とか上位法の改正に伴います市の独自の条例改正につきましては、非常に煩雑かつ内容の状況把握に努めることが重要であるということは御意見のとおりだと思います。基本的には、市長が申されましたように、情報の提供、こういったことは改正に伴ってするわけでございますが、実務といたしましては、まず、国における閣議決定の段階から情報が参ってまいります。具体的には法改正においては法律案の概要でございますとか、それから解説シート、

そういったものが参りますので、そういったものを参考にしながら、各条例関係に影響があるかどうか、また市民の方々にお伝えをし、また議会と協議をしなければならぬ情報がどれかというようなことも研究を重ねているところでございます。十分にお伝えできるかどうかわかりませんが、今後におきましても、その状況を結果でなしに経過から説明を申し上げる中で、最終的に十分説明ができるように努めたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 大変と思いますけど、ぜひ御努力いただきたい。合併協議がなされている経過の中で、協議の中でも、いわゆる合併のメリットの大きなところに、いわゆるなかなか各町行政においては専門職の育成とか部門を持つということは難しい。しかし市になれば、そういったことがしっかりと置けるといふことのメリットということも強調されたと思っております。だから非常に難しい時勢の中で、担当の部局においては御苦勞ではございますけれども、やはりせつかくの自治基本条例、議会条例を持ったことではございますので、鋭意御努力をいただいて、住民も含め、我々もそういった今後の流れに対する情報の共有ができるようお願いをして、質疑、終わります。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑はないようではございます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております第20号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第20号議案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。第20号議案は原案のとおり可決され

ました。

日程第4 第21号議案～第22号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第21号議案、宍粟市税条例等の一部を改正する条例についてから、第22号議案、宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第21号議案及び第22号議案、一括して説明を申し上げたいと思います。

今回提案しております2議案につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が6月30日に可決、成立し、同日付で公布されたことに伴う改正でございます。

宍粟市税条例の主な改正内容の1点目としましては、個人市民税における寄附金税制の拡充で、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人に対する寄附金のうち、住民福祉の増進に寄与する寄附金として定めたものにつきましては、寄附金税額控除の対象となる条文を追加、それから寄附金税額控除の適用下限を5,000円から2,000円に引き下げるものであります。

また、2点目の改正内容としましては、罰則を強化する地方税法の改正がありましたので、市税条例においても整合性を図るため、過料を「3万円以下」から「1万円以下」に引き下げるものであります。

また、3点目の改正としましては、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に関する軽減税率の特例を平成25年12月31日まで2年間延長するものであります。

次に、宍粟市都市計画税条例の一部改正につきましては、市税条例の一部改正同様、地方税法等の一部改正に伴う改正で、地方税法附則第15条に規定いたします固定資産税等の課税標準の特例の整理合理化等が行われたことから、引用しております条文につきまして、所要の改正を行うものであります。

以上、2議案、一括して説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第21号議案から第22号議案までの2議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第21号議案から第22号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

#### 日程第5 第23号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第5、第23号議案、宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第23号議案について、説明を申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災の被害に対応すべく、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正をされましたので、この改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲として、配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存在しない場合に限り、死亡した者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えることとするものであります。

なお、適用日につきましては、今回の改正が東日本大震災に対応できるように行われたことから、本条例の適用につきましても、平成23年3月11日以降に生じた災害について適用する改正をするものであります。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑はないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております第23号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第6 第24号議案

○議長(岡田初雄君) 続いて、日程第6、第24号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第24号議案について説明を申し上げます。

今回の改正は、家畜伝染病の予防法の改正に伴い、農業災害補償法の一部が改正されたことに伴い改正するものであります。

改正の内容としましては、現状では家畜伝染病が発生し、家畜が患畜・疑似患畜となり、殺処分されることとなった場合は、補償額から家畜伝染病予防法による手当金等を差し引いた額を家畜共済金として加入者へ支払いしておりましたが、昨年の宮崎県で発生した口蹄疫被害の結果を受けまして、口蹄疫対策特別措置法が制定をされ、患畜・疑似患畜や蔓延予防のためのワクチン接種をした家畜等にも全額補償することとされました。

この特別措置法の改正を受けまして、家畜伝染病予防法が改正されたことに伴い、口蹄疫を含む特定の伝染病の患畜・疑似患畜、またはその伝染病が蔓延することを防止するため、感染していない家畜について、殺処分がやむを得ないと国が指定し、手当金等が全額補償されることとなる家畜については、共済事故から除外する規定を明文化するとともに、県の通知に基づき、引用条文等の整理を行うものであります。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑、ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております第24号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。第24号議案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。第24号議案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 第25号議案～第36号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第7、第25号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から、第36号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの12議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第25号議案から第36号議案までの補正予算12議案につきまして、一括して提案の説明を行います。

今回の補正につきましては、平成23年度下半期の各種施策を展開する上で重要な補正予算と位置づけ、今年度中の財源見通しにつきましても総合的に勘案し、施策の方向性や効果等全般的な見直しを行うとともに、前年度決算に伴う剰余金に係る基金への積み立てを初め、次年度以降の財源として各種基金の残高確保を念頭に調整を行っております。

また、国県の補助金の変更及び事業費の確定による整理を行うとともに、4月1日以降の人事異動等に伴う人件費の組みかえ及び共済費等の精査を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

最初に、第25号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正総額で歳入歳出それぞれ8億1,924万円を追加し、補正後の総額を235億9,822万円としているものであります。

歳入の主なものとしましては、市税において、当初予算では景気の低迷による落ち込みを予測しておりましたが、個人所得や償却資産の落ち込みが少なかったこと

により、増額補正を計上をいたしているところであります。

地方特例交付金及び地方交付税につきましては、確定額による精査を行い、分担金については新規事業であります西播磨県民局の地域の夢推進事業による土地改良関連事業及び治山関連事業と災害復旧事業の受益者分担金を増額し、保育所保護者負担金についても増額計上いたしております。

使用料及び手数料では、料金改定が当初予算の予定より3カ月先送りとなったことによる地域生活排水施設使用料を減額計上しており、国庫支出金の主なものでは、災害復旧事業の確定による精査や、かわまちづくり事業及び緑地公園整備事業に係るまちづくり交付金を追加しております。

県支出金では、県介護基盤整備等基金を活用した地域支え合い体制づくり補助金、鳥獣被害防止に係る各種補助金、さらに西播磨の地域の夢推進事業と電源立地の補助金の増額、災害復旧事業の確定による精査を行って追加をいたしております。

また、委託金につきましては、県議会選挙費用の確定に伴う減額を行うとともに緊急防災事業等災害復旧費の委託金について追加計上をいたしております。

財産収入では、市が出資しています第三セクターの決算に伴う配当金及び寄附金につきましては、宍粟吹奏楽団設立に係る指定寄付金を計上するとともに、繰越金では、平成22年度決算に基づき、歳入歳出差し引き額から繰越明許財源を控除した実質収支額を繰越金として計上をいたしております。

諸収入では、医療費助成事業の国県支出金の過年度精算金や次年度から新たに組み込む資源ごみ回収に係るごみ袋の売り払い収入などを計上しており、市債では、各種事業の変更による合併特例債の精査、あるいは農林業施設及び公共土木災害事業債の変更及び臨時財政対策債の確定による精査を行っております。

次に、歳出の主なものにつきましては、冒頭に申し上げましたとおり、一般会計全般にわたり、人事異動等による人件費に関連する費用の精査を行っております。

最初に総務費では、地方財政法の規定による前年度決算に係る剰余金の2分の1ルールに基づきまして、財政調整基金に積み立てるための予算措置を講じるとともに、緑地公園整備工事の精査に係る予算を計上いたしております。

また、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修費や自治集会所整備事業の補助金、さらに光ケーブルの事業所等への引き込み補助金を増額し、一方、県議会議員選挙、農業委員会選挙費用については精算により今回、減額補正をいたしております。

民生費では、外出支援サービス事業の制度改正による増額及び県の基金を活用し

た地域支え合い体制づくり事業関連経費を増額するとともに、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を減額し、障害者医療費国庫補助金、老人医療費県補助金及び生活保護費県負担金の精査を行い、医療費生活保護費の精算返還金を計上いたしております。

衛生費では、平成24年4月から実施を予定しております資源ごみの分別収集に係るごみ袋製作経費ほか関連経費を計上し、資源循環型社会への転換をさらに進めていきたいと考えます。

また、し尿処理場修繕に伴う修繕費、そうめん前処理槽変更工事補助金を増額するとともに、国保診療所特別会計、鷹巣診療所特別会計、病院事業特別会計及び簡易水道事業特別会計への繰出金の精査を行っております。

農林水産事業費では、特に近年有害鳥獣被害が大きな課題となっており、引き続きその対策を推進するため、県が実施するシカ緊急捕獲拡大事業に対する負担金及びシカ、イノシシからの被害軽減を目的とした野生動物防護柵集落連携設置事業と鳥獣害被害防止総合対策事業、有害鳥獣捕獲事業補助金の増額を行っております。

また、西播磨の地域の夢推進事業などを計上するとともに、農業生産基盤整備促進事業、高性能林業機械購入補助金の増額及び農業集落排水事業特別会計繰出金についても増額計上しております。

商工費では、観光基本計画策定に係る経費及び学生合宿促進補助金を増額するとともに、指定管理施設である生谷温泉伊沢の里の泉源等調査業務委託料や市消費者協会設立に係る補助金を計上いたしております。

土木費では、石畳舗装の修繕工事費を計上するとともに、緊急防災事業に係る測量業務委託料を追加するとともに、下水道事業特別会計への繰出金につきましても追加計上いたしております。

消防費では、消防本部千種出張所の指令システムが落雷により被害を受けた、その修繕料を計上しており、非常備消防費では自治会等で管理する消防施設等の改築や備品購入に対する消防施設整備費補助金及び防災資機材などの整備に要する自主防災組織緊急育成支援事業補助金を増額するとともに、合併後の消防団調整に伴い積載車等に搭載する消防団標旗を作成する経費を計上いたしております。

また、東日本大震災において多くの消防団員が被災し、亡くなられたことにより、本年度に限り、消防団員公務災害補償掛金が増額されたことによる経費を計上いたしております。

教育費では、学習指導要領が改訂をされまして、武道が必修化されたことに伴い、

昨年に引き続き剣道備品を購入する経費を計上するとともに、燃料費高騰に伴う生徒海外派遣参加事業補助金を増額をいたしております。

また、山崎小学校改築工事に先立ち実施する埋蔵文化財の発掘調査経費を計上するとともに、保育所園児の増加に係る臨時保育士と障がい児加配等による幼稚園教諭資金を増額し、また、指定寄付による宍粟市吹奏楽団補助金、指定文化財管理事業補助金についても追加補正をいたしております。

災害復旧費につきましては、農地災害、農業用施設災害、林業施設災害、公共土木災害について、主に本年5月の台風災害に係る復旧費を増額補正するものであります。

公債費では、実質公債費比率の改善を目的として、有効な繰上償還を実施するための予算措置を講じるとともに、借入利率確定に伴う長期債利子の減額を行っており、予備費につきましては、これまで一部を関西広域連合による東日本大震災の支援費用に充てておりますが、今後、台風や積雪も予想されることから、増額補正して備えるものであります。

次に、第26号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入で前年度決算に伴う繰越金及び療養給付費等の確定による過年度精算金を計上するとともに、事業確定等による一般会計繰入金の精査を行っております。

歳出では、人件費の精査を行うとともに、療養給付費等交付金の精算返還金及び国民健康保険事業基金積立金を計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ955万8,000円を追加して、補正後の総額を44億3,830万3,000円といたしております。

次に、第27号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金及び訪問看護の人件費に係る一般会計からの繰入金の減額及び医師の減の影響による診療報酬の減額と往診用車両購入に係る起債を計上をいたしております。

歳出では、人件費及び賃金の精査のほか、千種診療所における眼科診療科の開設に伴う診察室改修、派遣委託料等の関係経費、診療業務充実のための臨時医師賃金、医師住宅の環境改善のための修繕費などを計上するとともに、繰越金に係る国民健康保険診療所運営基金への積立金を計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ1,365万4,000円を減額をし、補正後の総額を3億6,877万1,000円といたしております。

次に、第28号議案、平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）に

つきましては、歳入で人件費の精査に伴う一般会計からの繰入金を減額する一方、前年度決算に伴う繰越金を計上し、歳出では人件費の精査を行い、補正の総額は歳入歳出それぞれ64万5,000円を追加し、補正後の総額を1,172万8,000円といたしております。

次に、第29号議案、平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金を計上するとともに一般会計繰入金の精査を行っております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への翌年度精算に伴う納付金を計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ756万9,000円を追加し、補正後の総額を4億6,534万4,000円といたしております。

次に、第30号議案、平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金、地域支援事業費の国県支出金、介護給付費の翌年度精算に伴う交付金を計上するとともに、地域支援事業繰入金及び事務費等の一般会計繰入金の精査を行っております。

歳出では、人件費の精査のほか、前年度介護給付費負担金の精算に伴う返還金及び前年度繰越金等に係る介護保険事業基金への積立金を計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ243万5,000円を追加し、補正後の総額を38億3,336万5,000円といたしております。

次に、第31号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、料金改定の時期が平成24年1月となったことによる簡易水道使用料の減額と、それに伴う一般会計繰入金の増額を行い、さらに前年度決算に伴う繰越金を追加いたしております。

歳出では、人件費の精査のほか、繰越金に係る基金積立金と簡易水道施設修繕料を増額し、借入利率確定に伴う長期債利子を減額計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ67万3,000円を減額をし、補正後の総額を7億6,830万1,000円といたしております。

次に、第32号議案、平成23年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で簡易水道事業特別会計同様、料金改定が平成24年1月1日となったことによる下水道使用料の減額及び人件費の精査と一般会計繰入金の増額を行うとともに、前年度決算に伴う繰越金を計上し、さらに下水道事業債の追加の予算措置を行っております。

歳出では、人件費の精査のほか、揖保川流域下水道建設負担金の増額と繰越金に

係る公共下水道事業基金への積立金を計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ265万3,000円を追加して、補正後の総額を17億2,299万7,000円といたしております。

次に、第33号議案、平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、農業集落排水施設使用料等の減額と、人件費の精査及び使用料減額に係る一般会計繰入金の精査並びに前年度決算に伴う繰越金を計上いたしております。

歳出では、人件費の精査のほか、繰越金に係る農業集落排水事業基金への積立金を計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ47万円を追加し、補正後の総額を7億6,243万4,000円といたしております。

次に、第34号議案、平成23年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人権費の精査等による収益的支出の減額補正及び上寺浄水場汚泥脱水機改修に伴う資本的支出の経費を減額補正しており、支出の総額は585万7,000円を減額し、補正後の支出予算の総額を10億4,930万8,000円といたしております。

次に、第35号議案、平成23年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、主に医師、看護師の人件費の精査による収益的支出の減額補正予算を計上しており、支出補正総額は1,794万円を減額しまして、補正後の支出予算の総額を45億4,665万円といたしております。

最後に、第36号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の精査に伴う業務事業費の減額を行っており、補正の総額は、収入支出それぞれ47万2,000円を減額し、補正後の総額を9,036万6,000円といたしております。

以上、12議案につきまして、一括して説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 会議の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの第21号議案で、市長より提案説明のありました宍粟市税条例等の一部を改正する条例について、訂正の申し出がありましたので、報告をいたします。

罰則を強化する改正の部分で、過料を「3万円以下から1万円以下に引き下げ

る」と説明がありました。が、「3万円以下から10万円以下に引き上げる」ものでありますので、これを許可します。

それでは、質疑をこれから行いたいと思います。通告に基づきまして、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。25号議案について質問をいたします。

私の所属しております民生生活常任委員会に付託されない部分についてのみ質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、第1点目でありますけれども、今回、神河中学校跡地の緑地公園計画が債務負担行為で上がっております。この緑地公園計画については、今回も小林議員のほうから一般質問で出されておりますけれども、この間、地元の小林議員のほうから緑地公園で本当にいいのかどうかということも含めて委員会の中でもかなりの議論がっております。そういう点で、設計委託の段階に入っているわけでありましてけれども、本当にこれが市民のニーズに合っているのかどうか、これを本当に実施していいのかどうか、当局はどう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、この公園ができた場合に、どの程度の利用者見込みを考えておられるのか、それとあわせて、どの程度の管理運営費を見込んでおられるのか、これについてお答え願いたいと思います。

それと、2点目でありますけれども、今回、普通交付税が8,800万円の減額、そして臨時財政特例債が9,300万円の減額となっております。それで、市長から説明がありましたように、市税が約1億2,500万円ふえておりますから、当然その部分については減額になるのかなということでもわかるわけでありましてけれども、その差額の5,600万円余りについては、どういう理由で減額になるのか、東日本大震災の影響があるのかどうか、そのあたりのところ、もし理由がわかりましたら、お示し願いたいと思います。

それと、3点目でありますけれども、電算システム改良の委託料に3,570万円の多額の経費が補正されておりますけれども、これの詳細についてお聞かせ願いたいと思います。

それと次でありますけれども、高度情報通信費の事業所引き込み補助金ということで200万円が計上されておりますけれども、これは何件分になるのか、お示し願いたいと思います。

それとあわせて、この前、総務文教常任委員長のほうから報告もありましたけれども、光ケーブルに関して、山崎町内の特に中心部と城下地域での加入率がすごく低いということが明らかになりましたが、この加入の見通しについて、ふえる見通しはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、議員協議会の席では委員長にはお願いをしているわけでありませけれども、加入率の低い山崎の中心部と城下地区の自治会ごとのしーたん放送、地上デジタル放送、そしてインターネットの加入状況がわかる資料をぜひ一度つくっていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

それと、次でありますけれども、臨時保育士賃金が1,719万円計上されておりますが、これについては何人分で、どこの保育所なのか、お示し願いたいと思います。

それと、農村整備事業費が700万円計上されておりますが、この事業内容について、お聞かせ願いたいと思います。

それと、学校施設整備委託料ということで3,389万円計上されておりますが、これはどこの小学校になるのでしょうか。

それと、学校給食センターの備品購入費で450万円、それとあわせて修繕料が138万円計上されております。この間、学校給食センターの備品について資料要求しましたけれども、法定の耐用年数8年に対して、この山崎、一宮、波賀、いずれも中心的な備品が耐用年数8年に対して山崎と波賀は18年、そして一宮は16年というふうに、耐用年数と言われるものを大変大幅に超過したまま使用されております。それで、前にもあったように、実際に故障も多いというふうに聞いておるわけでありませけれども、そういう中で、450万円なり138万円の使途はどういうふうになっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、災害復旧費の工事費の詳細について、これは担当の委員会へ資料を出していただいて、それを見せていただいたらいいと思いますけれども、その詳細がわかる資料をぜひ委員会のほうへ提出していただきたいなと思います。

それと、最後ですけれども、繰上償還で3億4,900万円を計上されておりますけれども、この起債はどの起債で、その利率は幾らなのか、それと財政効果についてはその下に書いてあります利子が3,800万円減額にはなっておりますけれども、この3,800万円を丸々財政効果と見ていいのかどうか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 質疑に対して、順次答弁を求めます。



まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） それでは、神河緑地公園の整備に係ることに つきまして、回答を申し上げます。

計画で、これでいいのかどうかというふうなことであったり、市民ニーズの部分 の御質問でございます。

昨年度、4月8日に神野・河東地区の自治会長会で協議を始めたのを皮切りに、 河東、神野、それぞれの自治会でこれまでの計画についての説明をさせていただきました。その後、地元の方を加えまして検討委員会を組織しまして、3回にわたる、 この跡地活用についての検討をさせていただきました。その意見の中で、一定、緑 地公園で広場をつくればというふうな御提言をいただいたものを、またこちらのほう で計画をつくりまして、また神野・河東地区にその計画案をもって説明をさせて いただき、その理解を、大半は御理解いただいたというふうに理解をしておるこ ろでございます。

また、3月25日の議会におきまして、河東緑地公園の整備費を含めました23年度 の一般会計を議決いただいておりますというふうな流れとなっております、今回の、 現在、先ほど言われましたように、緑地公園についての設計の詳細にわたる部分を、 今、計画中でございます。

また、利用計画ということにつきましては、平成22年度実績につきましては、 5,760人という実績がございます。今後、この施設を供用開始した中で、最低限、 1万人を超える利用があるものというふうに計画では組んでおります。

また管理のあり方につきましては、現在、その管理につきまして計画を立てまし て、近々の委員会でその方向性をお示ししたいなというふうに考えております。

以上でございます。

続きまして、住基の台帳法の改正をすることによりまして、電算システムの委託 料を上げさせていただいておりますけれども、今回、その改正に伴いまして、外国 住民を住基の台帳に載せていくと、入れていくというふうなことになっております。

また、他の市町村へ住所を移した場合でも住民基本台帳のカードを使用すること ができるようにしていくというようなことの中の、システムの委託料の補正でござ います。

それからもう1点、光ネットの光ケーブルの件でございます。200万円を計上さ せていただいておりますけれども、平成23年度におきまして、48件の補助をしてまい りました。実績といたしましては、当初予算300万円の中で151万3,000円の48件で

そういう実績がございます。今後の見込みといたしまして、85件の見込みがあらうというふうに想定をさせていただいております。平成22年度の実績で約4万1,000円の経費がかかると、1件について、その85件分で348万6,700円を見込んでおります。その合計額の残額と今回の補正額200万円で、それで対応していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

失礼しました。それと、御質問の中にあります光ケーブルの接続状況でございますが、全部で住基台帳、平成23年8月31日段階で1万4,268軒世帯数がある中で、現在のところ、しーたんの申込率を見ますと、合計で82%という接続率となっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） まず、2点目の地方交付税、普通交付税の8,800万円の減額の内容について御説明申し上げます。

この内容については、1点目は、市長が説明されました基準財政収入額、いわゆる税の収入の増に伴う減が1億2,000万円に対しまして、75%で約9,000万円の減額という要素がございます。

2点目には、東日本大震災の関係で、普通交付税と特別交付税、この割合が、地方交付税法で普通交付税が94%、特別交付税が6%という現行の規定がございまして、将来3年間かけて95、96と、普通交付税の配分率をふやそうという改正が検討されておりました。しかしながら、東日本大震災の影響によりまして、特別交付税の枠6%は、今年度から3年間そのまま据え置こうという改正がございまして、当初予算の段階で、この1%分想定額約9,000万円を見込んでおりましたが、その分が特別交付税に回り、増額にならなかったというのが2点目の要因でございます。

3点目につきましては、地方債のところの臨時財政特例債、この関係がございまして、これは御存じのように地方の財源不足、地財計画の中での不足を国が2分の1、地方が2分の1、地方の2分の1分を臨時財政対策債を発行いたしまして、今年度に普通交付税で算定をしようというものでございます。

これにつきましては、税の若干の伸びとか需要額の算定におきまして、不足額が相当分減額になったということで、総額の関係から宍粟市は約9,300万円の減額になったということで、交付税総額の算定から9,300万円を引くという結果の中で、差し引き約8,800万円の減額になったというものでございます。

それと、次に10点目の地方債の繰上償還、3億4,900万円の内容でございますが、一つは、その起債の内容は平成11年度に借り入れをいたしました山崎の防災センター、この際に借り入れました9億7,220万円と、同じく防災センター2カ年で行っていますので、もう1件、9億8,170万円、この19億5,390万円の借り入れがあった起債の繰上償還でございます。この償還があと3年間ございまして、繰上償還の基本に、繰上償還をしても交付税措置がなくなる、いわゆる理論計算をしていただける、不利にならない起債ということの選択、もう1点は、資金先が繰上償還をしても違約金をとらない、いわゆるペナルティーがない起債、そして利率も現在の借り入れ利率よりも低いという原則がございまして、こういったものから、その当時、1.7%から2.3%で借り入れておりました。現在は1.5%ぐらいで借り入れができますので、そういった有効性があるということで、この2点を選んだわけでございます。その残高が、トータルで3億4,906万円というふうになっております。

次に、平成24年度以降の効果等でございますが、まず、御意見がございました3,800万円が効果なのかということにつきましては、この3,800万円は平成22年度の借り入れを、利率を4.5とか5%で想定いたして平成23年度計上しておりましたのが、先ほど申しましたように1.4とか1.5で借り入れが済んだと、額も若干少なくなったと。その精査分が3,800万円でございますが、これは効果額ではございません。しかしながら、繰上償還に伴います効果は、翌年度以降、平成24、25、26年度、これで効果があらわれまして、平成24年度では元利含めまして約1億4,500万円、平成25年度でも約、同じく1億4,200万円、平成26年度では7,000万円の元利償還の効果があるという内容になっております。

それと、もう1点、一番大きな効果といたしましては実質公債費比率、これがこの償還に伴いまして約1.4%から5%、単年度で減額いたします。それと、3カ年にいたしますと0.5から1%程度、5ポイント低くなるということで、現在20%の3年間の平均が、平成25年度では19.2の予想が18.7に、それから平成26年度では18.2が17.3というようなことで、先に18%以下が1年度程度、前倒しで効果があるということが一番大きな効果であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 先ほど、岡前議員の質問でございますけれども、こちら担当しております地域情報通信基盤整備の関係でのしーたん通信の加入状況の中で、しーたん通信の申込率を82%と申し上げましたが、これは8月1日段階で

の工事申込件数でございます。完了した件数は1万1,165件ということで、78%の実績であるということで訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、2点について、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、農業費の農村整備事業費、工事請負費700万円の内訳でございます。この部分につきましては、冒頭説明がありましたように、西播磨夢推進事業のうちの集落農業を支援する事業を充当を考慮しております。事業の内訳につきましては、農業用施設の水路改修、それから施設の改修等で、事業主体が市で行うもので、県の2分の1の補助を受けて実施しようとするものでございます。

2点目の災害復旧費の事業の内訳の御質問でございます。

この部分につきましては、5月11日に発生しました台風1号によります災害の実施、さらには夢推進事業のうち、里山と集落を結ぶ集落の流末水路の整備事業、小規模な山地災害復旧事業等々を計上させていただいております。内訳等につきましては、後日、議長と協議させていただきまして、委員会のほうに提出をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 教育委員会の関係、3点御質問をいただいております。

まず、1点目でありまして、臨時保育士賃金1,719万円は何人分、さらにどこの保育所かと、こういうことではございますが、臨時保育士全体で12名雇用増によるものでありまして、既に4月以降採用等しておりますが、城東保育所3名、かしの保育所3名、一宮南保育所1名、一宮北保育所3名であります。さらに、9月以降予定しております2名、合計12名であります。

2点目でありまして、学校施設整備の委託料3,389万円、どこの学校かと、この御質問でありまして、山崎小学校の校舎改築に係る文化財発掘調査、この委託料を計上しておりますが、該当は山崎小学校であります。

3点目、学校給食センターの備品購入費450万円は何やと。また、修繕料はどないなことに使うんかと、この御質問でありまして、1点目の備品購入につきましては、波賀学校給食センターのコンビオープン等、その購入費に充てる予定であります。修繕料につきましては、保冷库並びに配送車の修繕料として計上させていただ

だいております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 53ページになります。土木部関係の公共土木災害件数及び箇所名、また、単独災害復旧件数につきましても、委員会に提出いたします。ちなみに公共災害につきましては、宍粟市内全域で7件、単独災害につきましては、応急工事も含めまして56件分でございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 先ほどの回答の追加でございますけれども、しーたん通信の加入状況の明細につきましては、各小学校区ごとにデータをまとめておりますので、後日資料として提出をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

まず、1点目の緑地公園計画のことなんですけども、もしその地元の了解や理解が得られているということであれば、なぜ地元におられる小林議員がこういうふうに繰り返し質問をされることになるのでしょうか。それはある一定の中で、地元で了解が得られてないとか、あと今までソフトボールの大会ができておったのに、そういうことができなくなるとか、そういうふうな声がたくさんあるから、小林議員もこういうことを取り上げざるを得ないというふうなことがあるんじゃないかなと思うんですね。それで、ソフトボールとかをなぜできないようにするかということについて、私も総務の委員会におりましたときに、近所に迷惑がかかるからそういうソフトボール等ができない緑地公園にしたいんだというふうなことでありました。でも、隣近所に迷惑をかけるということが理由であるのであれば、フェンスを高くするとか、一番飛んで行きやすいのはファールボールとかそういうことから、そういう部分でホームベースの位置を変えるとか、いろんな工夫ができると思うんですね。

例えば、私とこの子どもが山崎高校で野球をしておりましてけども、山崎高校の野球部というのは、見ていただいたらわかるように、グラウンドの周囲にたくさん民家が建っております。そういう中で、ホームランとかファールボールも含めて、屋根がわらに硬球が当たると必ず割れるんですね。そういうことのために、きちっ

と山高野球部として、かわら屋さんと契約をして、かわらに当たればすぐ割れてる、割れてないを確認に上がっていただいて、それで応急措置をして、その後きちっとした修理を行う、そういうことによって御近所の方に理解を得て、ずっとこの間何十年も練習が続けられてきておるわけですね。そういうことから考えますと、やっぱりもし近所に迷惑がかかるというのであれば、そういうソフトボールを練習されたり大会をされたりするときに、しっかり保険をかけて、そして町として必要な、すぐ来てもらえるようなかわら屋さんと契約をしておいてですね、それでその隣近所に迷惑のかからない、そういうやり方も、やりようによっては私は十分できると思うんです。

今現在、河東の状況を見てみますと、五十波橋の下に、以前はよくキャンプとかかれておりましたけれども、そこも大変今、河川敷に芝生が張ってあって、散歩等には利用しやすいようなことになっておりますし、そういうことから考えて、これだけ緑が多い地域に何で緑地公園が必要なんかなというふうなことは、どうしても納得がいかないと思うんですよ。

それで、去年の実績が5,760人やのに、何で見込みとして1万人を超えるような見込みの利用があるというふうに言われるのか、その根拠を教えてくださいたいのと、それと、当然芝生を張ればその管理費というのは相当たくさんかかってくると思うんです。以前は一番手間のかからない何とか芝というのを張るから大丈夫なんだというふうなことをおっしゃってましたけれども、当然、芝を張る以上、雑草が生えたら当然抜いていかなければ芝生自体が侵食されていくでありますし、そういう点では芝生というのは大変管理費が高くつくということが一般的には言われておると思うんですけれども、なぜ通常のソフトボール大会とか、ソフトの練習で山崎高校なんか日常的に使っているときよりも約倍以上の入り込み客があるというふうに言われるのか。

そしてまた、もう一つ言えば、これだけ犬の散歩なんかしやすい地域があるのに、なぜドッグランというのが必要なのか。もともとドッグランをつくるというのは、都市部で犬を散歩させたり放し飼いにしたりしにくい地域のところが、都市部において、あえてドッグランをつくるかというふうなことだと思っただけです。そういう必要性が、ほんとにニーズがあって、ほんとにこの公園の計画というのが考えられておるのかな。結局できてしまってから、やっぱり利用が少ないからもう一遍芝をはがして、そしてソフトボールなんかができる土のグラウンドにしようというふうなことになることが一番公費の無駄遣いになるわけで、そのあたりのところを本

当に真剣に議論された上で今回の計画を実施されようとしているのか、私はどうも納得がいかないので、再度その、1万人の利用見込みの根拠と、その管理運営費、今計画を立てているということですが、今計画を立てていること自体が遅いと思うんですよね。ですから、つくる方向というふうなことを決めてしまっているのに、管理運営費がどれぐらいかかるというふうなことは今から考えるんだというふうなこと自体がその計画のずさんさを示しているわけで、そのあたりのところをきちっと答弁していただいた上で、この計画が本当に妥当なものかどうか、再検討する必要があるんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

それと、光ケーブルの関係でありますけれども、この前、総務文教常任委員会で、しーたん放送の分は出ておりました。それで、地上デジタル放送とインターネットのものがそれぞれの自治会ごと、しーたん放送も欲しいわけでありますけれども、しーたん放送と地上デジタル放送とインターネットの加入状況が、山崎の中心部といわゆる城下地区、それとそのほかの地域はほとんど8割を超えておりましたので譲りますけれども、山崎の中心部と城下地域については、自治会ごとに三つのものについて、どの程度の加入率になっておるのか、そしてその見通しは今後どうなるのか、その点をきちっと明らかにしていただきたい。

と言いますのは、私たちはこういうことになることを恐れて、コミュニティーFM放送でやれば、一番件数の多いところに1件1件光ファイバーを引いてする必要がないということ、あえて対案を出してこの計画については進めてきたわけでありますから、そういうことが現実のものとなっている以上、そういうふうな詳細な資料を出して、本当に今回の公費の、このままもしつながらなかったとすれば大変大きな公費のむだ遣いになるわけですから、そのあたりの検証を、だれに責任があってどうなのかということも含めて検証をしていく必要があると思うんです。ですから、今現在、各自治会ごとにどうなっているのか、その詳細をきちっとつかんだ上で報告をしていただきたい、資料をつくっていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） まず、神河の緑地公園の件でございますけれども、ソフトボールの件での立地といいますか、レイアウトを見ますと、ベースの位置を変えてはどうかというふうなことも御意見も賜りました。それも前からいただいておりますけれども、やはり駐車場の位置というものが、できるだけ住居の多いところから離していこうというようなこともありまして、どうしても南側

に駐車場スペースを設ける必要があるというふうなことから、ソフトボールには適していないというふうに判断をさせていただきました。

また、そのソフトボールに関連いたしまして、ソフトボール協会、また山崎高校のほうへ、その辺の対応について今後どうしていくんだというふうなことにつきましても、ソフトボール協会の会長のところへ説明申し上げ、また山崎高校のところへも説明をさせていただいて了解をいただいておりますというふうな状況でございます。

1万人を超える利用者の内訳はどうかというふうなことでございますけれども、計画といたしましては、スポーツ利用が5,760人ということで、いわゆるグラウンドゴルフのニーズがあるかというふうに想定をしております。また、一般利用の小学生、また保育所、幼稚園の安全で安心な場所である緑地に遊びに来られる、そういった人数も約5,000名を数えておまして、1万人を超える計画というふうになっております。

それから、ドッグランのことでございますけれども、これも今現在、検討委員さんの中でこういうものが要かどうかということも検討していただいております。広大な緑地広場の中で犬を散歩させる人も、その中にもいらっしゃるだろうと。そんな中で、そのフンを緑地の中にさせていただくということは非常に管理上ぐあいが悪いので、そういうふうな部分も一定確保した部分が要るのかなというふうなことで、ドッグランの計画もその中に入れさせていただいた。これは最終決定ではございません。

それから、インターネットの加入であったり、その辺のところはどうだろうかというふうなことでございますけれども、ことしの8月31日の現在で、インターネットの加入状況は2,264件というふうになっております。先ほどの土曜、日曜の12号台風の件でも、しーたん放送をフル活用いたしまして、市民の皆さん方に情報提供、また宍粟チャンネルの中でのテロップを使っての情報の配信であったり、そういったものをフルに使わせていただきまして、そういった防災の面でのしーたん通信にかかわる有効性というふうなものがあつたのかなというふうに実感をしておるわけでございます。今後、しーたん放送等々の加入につきましては、自治会長、また集合住宅につきましては、オーナーのほうへ働きかけをしていきたい。できるだけ接続率の向上に向けて努力していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 緑地公園の関係で、グラウンドゴルフだけで平成22年の実



績と同じ人数が利用されるということは、まず常識的に考えてあり得ませんし、グラウンドゴルフは今、夢公園でよくやっておられる風景は見かけますけども、その方たちがあえて緑地公園に行ってしまうというふうなことは、なかなか計画どおりには進まないんじゃないかなと思いますし、小学生、保育所、幼稚園が年間5,000人という数字についても、都市部で本当に狭い地域で保育所を運営したりとか幼稚園を運営したりとかされている場合においては、たまにはそういう安心・安全な場所で子どもたちを思い切り遊ばせたいというふうなことにもなるかと思いますが、でも、宋栗市の状況を見てみますと、多くのところで広い園庭を持っておられますし、まして小学校なんかは広い校庭があるわけですよ。そういうことがあって、わざわざバスを利用して移動しなければならないような緑地公園に行って子どもを遊ばせるというふうなことが、事実上、年間5,000人もあるのかどうか。それは常識的に判断したらわかるんじゃないですか。これはつくるためだけの数字として、計画人数として挙げておられるように私は思います。

それとあわせて、一番大事なのが管理運営費です。この間も監査委員さんのほうからもいろいろな指摘がされております。いろんな施設をつくる時にはそういう管理運営費、委託料等も含めて検討して、その施設が本当に必要な施設かどうかを見きわめてつくるべきだというふうなことも言われております。そういうことから言いましても、今現在、管理運営費が年間幾らかかるかわからないようなものをつくろうということ自体、私はその担当部としての、ある意味、仕事としての怠慢ではないかなというふうに思います。少なくとも、管理運営費がどの程度かかるか、そして入り込み人数をもっとシビアに見て、本当に去年を上回るような人数が利用されるのかどうか、そういうことを本当に真摯に見きわめて、本当に利用される施設をつくらなければ、2億円以上かかると言われている施設に対して、本当に財政が、一方では厳しい厳しいと言いながら、結果的に無駄遣いになっていく恐れがあるわけですから、私は再度、再検討を求めたいと思いますが、いかがですか。

それと、光ケーブルの関係でありますけれども、これも言いましたように、しーたん放送と地上デジタル放送、インターネットの加入状況、それぞれ山崎の中心部と城下地区、自治会ごとに今現在どういう加入状況になっているのか、一度きちっとした資料を出してください。本当にこれは大きな公費の無駄遣いで、監査請求の対象にもなる問題です。これはどうしても必要だということで当局はつくられたわけですから、その当時、地上デジタル放送についても山崎の中心部と城下地区については、NHKも民放もアンテナを立てれば入る地域になる。インターネッ

トについても、NTTが既に光ケーブルのサービスを実施している、だから必要ないでしょうということで、何回も繰り返して申し上げた問題です。ですから、今現在どういう加入状況になっているのか、ちゃんとつかんでおく必要があるんですよ。ですから、自治会ごとの資料、山崎の中心部と城下地区はきちっと提出してください。いかがですか。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） まず、神河中跡地の緑地公園のことですけれども、管理費の状況ですけれども、いわゆる芝生によりまして、その管理、夏場時期については非常に、水をまいたり、またその芝生を刈ったりというふうなことで、年間の管理状況というのが過密度と言いますか、そういうふうな管理状況があるだろうと思います。管理人を置いて、そういった管理をしなければならないのか、また、シルバー人材センターにお願いして、委託をして、そこで管理をしていただくというふうなことも検討をさせていただいております。

また、いわゆるゴルフ場的な芝生の管理と、また一般の、普通の公園の芝生の管理についても、ランクが違うと言いますか、管理の要り用も違うのかなというふうに考えております。

また最近では、学校の芝生化というふうなことも他の団体では進めておられるところがございます。そういった学校の芝生化が広がっていった状況というふうなものは、その中にやはり芝生の魅力というふうなものがそこにあるのではないかなというふうに考えております。

そんな中で、宍粟市に、広場の中でも特にほかにはないものであったり、また特徴を持ったものというふうなことの中で、神河の緑地公園の計画を立てていきたいというふうに考えております。

それから、しーたんのインターネットの状況は、全体的にしか把握は、今、資料がありますのはこれだけなんですけれども、例えば、8月31日段階での山崎小学校区で見ますと、1,595件が完了いたしまして、58%の実績となっております。また、城下小学校区におきましては904件が完了件数でございます、60%という数値が出ておりまして、最初に申し上げました、平均いたしまして完了率が78%というふうな状況が全市的にはあるというふうなことでございます。今後、一番最初に申し上げました申込率を見ますと、まだ実施はしておりませんが、今後設置していくというふうな中で、山崎小学校区が1,860件、68%、城下小学校区が999件ということで、66%の申込率があるというふうな実績で、徐々にその加入件数がふえてい

っておるといふ状況がうかがえるのではないかなといふふうなことで、今後、それぞれの自治会長さん並びに集合住宅の持ち主の方、また、事業所のほうへも働きかけをしていきたいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、14番、岡前治生議員の質疑を終わります。

続いて、11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 私のほうからは、3点ほどお伺いをしたいといふふうに思います。済みません、4点ですか。

ページ23、同じ緑地公園整備工事費なんですが、この工事費の減額については、市長、ただいま精算によるものといふふうにおっしゃいました。当初計画されておりました図面を見せていただいておりますけれども、これから地元に入っただけの説明が再々されておるようでございまして、その説明の中から、工法変更等による減額でありますでしょうか、教えていただきたいといふふうに思います。

それから、31ページの外出支援サービス事業委託金でございますけれども、これの1,000万円増の内容につきまして、御説明をいただきたいといふふうに思います。

それから、35ページの文具消耗器材616万3,000円の増につきまして、これも内容についてお聞かせをいただきたいといふふうに思います。

それから、48ページの学校施設整備費、同僚議員と同じ質問になりますけれども、この場所については山崎小学校、埋蔵文化財の調査に係るといふふうに説明をいただきました。掘削業務委託料が2,500万円と非常に膨大なお金でございます。どのような掘削を計画されておりますか。面積、それから深さ等、わかりましたら教えていただきたいといふふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 神河中跡地の緑地公園の補正内容でございますけれども、これはかわまちづくり事業であったり、また緑地公園事業にかかわる国交省のまちづくり交付金を活用した財源構成を変更しようとするものでございます。約40%の交付金があるといふようなことで、その確定が見込まれましたので、今回の補正といふふうなことになっております。

また、工期が1年以上かかるといふようなことが判明いたしました。そういうふうなことで、債務負担行為を計上することとなったようなことでございます。

また、その補正の理由としての歳出面での進入路の道路整備、また外構整備と公園整備に分離施工が望ましいというふうに判断いたしました。そんな中で、支出内訳につきまして整合性を持たせる必要があるために、支出の更正を調整させていただいたというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 塵芥処理費の需用費消耗品で616万3,000円、計上させていただきます。この件につきましては、もう皆さん御存じのとおり、平成25年の4月からごみ処理は美化センターからにはりま環境事務組合のほうに移行されます。平成24年度からは宍粟市内においても分別、それと平成24年の秋ぐらからは、また西播磨に試運転の関係でごみを搬出していくという状態になっております。

したがいまして、今現在、各自治会にごみの説明会に回らせていただいておりますけれども、8分別から18分別になるという中で、今回資源ごみ袋を作成する必要がありますので、資源ごみ袋大小、それから資源ごみシール合わせて1万4,000セットほどをこしらえる予定をしております。この部分に616万3,000円経費が必要かと思われましたので、増額補正させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） それでは私のほうから、外出支援サービスで1,000万円増額補正しております。

増額になった要因ですけれども、まず1点目、事業所との委託契約の内容変更によるものです。市が設定しました運賃単価で契約しておりました事業所、5社ございました。市が運賃を設定し、それによって運行させるというのは不適切であるということから、当該事業所が認可を受けております運賃、これで運行するのが適切であるということで、認可運賃に変更したのが5社のうち4社、また、認可を受けてない事業所につきましては、その事業に対して補助するという形で1社行っております。

また、これまで定額補助で運行しておりました事業所が1社ございました。この事業所につきましても認可を受けております運賃がありますので、その認可運賃で契約しております。

次に、2点目なんですけれども、利用回数の増加によるものです。

これは単純に平成22年度と比較するわけにはいかんのですけれども、平成22年度、月平均で利用回数400と、それから平成23年度ですけれども、4月から7月までの4カ月間、それぞれの月平均の利用回数で計算してみますと、1カ月当たり417件増加しております。この2点が主な要因でございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 学校施設整備費の関係の委託料3,389万9,000円の関係について、発掘の関係の委託料とあわせて図化の関係もありますので、関連がありますので、両方のところで御説明申し上げたいと、このように思います。

委託料につきまして、発掘業務については2,518万4,000円ではありますが、内容としましては、先ほど申し上げた山崎小学校の関係での文化財の調査でありますので、委託料の中身で掘削の作業、作業員について、今後、シルバー等の委託をしていきたいと考えておりますが、おおむね2,100人程度の作業員がかかるのかなど、このように考えております。

また、重機等、借り上げをしていきたいと、こういうことを考えておりました、トータルでそういった委託料を計上させていただいております。

あわせて、じゃあどれぐらいの面積かということではありますが、その下の、図化測量業務委託料871万5,000円計上させていただいておりますが、ここの山崎小学校の文化財につきましては、いわゆる周知の遺跡と、こういうことでありまして、平成2年に山崎小学校の体育館を建設してありまして、そのときにもそのところを発掘業務してありました。遺構ではありますが、いわゆる弥生時代とか中世とかあります。まず、弥生の遺構としていわゆる1層があります。そういったことで、中世、江戸時代と、こういったことの流れになるわけがありますが、いわゆる遺構が4層に分かれることと想定をしております。いわゆる4段階で発掘をすると、こういうことではありますが、発掘の対象面積は現在1,000平米を考えておりました、先ほど申し上げました弥生中世、それから江戸を含めて4段階で発掘しますので、合計4,000平米の、いわゆる発掘の対象の面積になるのかなど、このように考えております。したがって、図化につきましても、いわゆる1層ごとの調査したものを図面化するわけではありますが、そういったものを含めて871万5,000円を計上しております。したがって、1,000平米の面積の中で、図化につきましては4回ということで4,000平米ということになります。そういった絡みのものを今回の補正計上させていただいております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、11番、實友 勉議員の質疑を終わります。

続いて、15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 最初に23ページですけども、カヌーコース設置委託料が計上されております。これについても増設による委託料なのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、私も8月に入ってから、ここの引原湖には行ってみたんですけども、平日でしたけども、全くカヌーの姿が見えませんでした。7月、8月の利用実績等、わかりましたら、お示しをお願いしたいというふうに思います。

それから、24ページ、自治集会所整備事業補助金が計上されております。どこの自治会なのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、私もこの自治集会所整備事業補助金、市の補助金ですと、ほんとに自治会にとってもたくさんの財政の持ち出しになるなというふうに思っております。もう少しいい国県等のメニューがありましたら、またお示しを願いたいと思います。私の住んでる自治会でも、既に地元財源としてそれだけの財源は積んで、もう少しいい、有効な補助事業はないのかどうか、模索してる段階でございます。

続きまして、31ページですけども、地域支え合い体制づくり事業補助金が計上されております。これについて説明をお願いいたします。

それから46ページ、自主防災組織緊急育成支援事業補助金がございます。これについても詳細な説明を求めます。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） それでは、自治集会所の施設整備の補助事業につきましの説明をさせていただきます。

今年度平成23年度につきまして、整備箇所申請が出ておりますのは、上ノ上、河原田の2件が交付決定をさせていただいております。上ノ上につきましては71世帯で、掛ける1万5,000円というふうな補助額となっております。106万5,000円。また、河原田につきましては改修ということで、総経費102万6,000円につきまして、事業費の3分の1ということで、34万2,000円の交付決定をさせていただいております。

現在5件の申請を希望されておる自治会がございます。山田、曲里であったり西

深であったり福野であったり下野田、以上の5件が出ております。そういうふうなものを今後予定いたしますと、約420万円のいわゆる予算が必要であるというようなことから、今回420万円の補正をさせていただいたというふうなことでございます。

それから、その補助につきましての有利な補助制度というふうなものにつきまして、国県の関係も見ておりますけれども、そういったことについては現在のところ見当たっておりません。今後、そういうふうな有利なことがあれば、素早く情報提供して出していききたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 波賀市民局長、上田 学君。

○波賀市民局長（上田 学君） 私とこはカヌーコースの設置委託料の件につきまして、説明いたします。

これにつきましては新たに設置するというのではなく、これまでカヌーコース、コース整備ということで、緊急に水位の変動等によりましてコースが乱れてきます。そういう関係で、コースを整備する緊急対応業務というのを業者と委託しております。その業務につきまして、ことしにつきましては5月の台風等で立木等が多く流れてきております。そういう中で、ブイの損傷とかコースの整備、それらについて、ちょっと予定より多くかかっております。

また、今後、10月にはカヌー競技の新人戦もありまして、そういう整備も必要になってきますので、今回96万6,000円補正させていただいております。

それと、7月、8月の利用状況なんですけれども、ことしは7月30日にカヌー祭りをさせていただきまして、210人のカヌー体験をしていただいております。そういう中で、昨年のカヌーのレンタル部分につきましては200人余りが500人ぐらいになってると思います。また、8月については700人ほどが1,000人ということで、今は聞いております。そういうことで、カヌー祭りの効果、また徐々にカヌーができるということも知られてきているので、利用が多くなっているというような状況です。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） この地域支え合い体制づくり事業、今回9月補正により全体的に実施しようということなんですけれども、31ページに出ております委託料として55万円上げております。この内容につきましては、ある社会福祉法人なんですけれども、この事業に取り組みたいという申し出がございました。内容等を

調整し、適切であろうということで、委託料として55万円計上させていただきました。内容としましては、地域へ入っていただき、その地域の中でいろいろ事業を行っていただくとか、またその事業を行う指導員の人件費、そういったものを55万円として計上しております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 災害対策費のうち、自主防災組織緊急育成支援事業の分について御説明申し上げます。

今回補助金400万円を増額補正お願いしております。この件に関しましては、当初予算500万円ほど計上させていただいております。7月末に34自治会から申請がございまして、390何がし、大方400万円の支出を既にしてしております。下半期のことを考えますと、どうしてもこのぐらいな予算が必要となってきました。400万円の増額をお願いしておるものでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、15番、山根 昇議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ただいまは25号議案について質疑がありましたが、26号議案から30号議案までの5議案についてはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ありませんか。

続いて、第36号議案の質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第25号議案から第36号議案までの12議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第25号議案から第36号議案までの12議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を



付託することに決定しました。

#### 日程第8 第37号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第8、第37号議案、小型動力ポンプ付積載車等購入契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第37号議案の御説明を申し上げます。

今回の提案につきましては、宍粟市消防団の機動部が使用する小型動力ポンプ付積載車等で、使用年数が20年を超えるものにつきまして、緊急時の火災に対応し、市民の安全確保を図ることを目的に更新するものであります。

内容につきましては、小型動力ポンプ付積載車3台、積載車1台を一括して購入するものであります。

積載車等の購入に当たり、去る平成23年9月2日に入札を執行しました結果、兵庫県たつの市新宮町井野原276の1、有限会社岡本ポンプ、代表取締役、岡本 洋と契約金額2,692万円で購入契約を締結しようとするものでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第37号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第37号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

#### 日程第9 請願第2号

○議長（岡田初雄君） 日程第9、請願第2号、宍粟市立千種幼稚園の存続・移転立地に関する請願についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） それでは、日程第9、請願第2号について、紹介議員といたしまして、岩露昭美議員と私、高山であります。代表いたしまして、趣旨説明を行います。

宍粟市立千種幼稚園の存続・移転立地に関する請願について。請願の趣旨及び理由を読み上げ、提案に変えさせていただきます。

宍粟市立千種幼稚園の存続・移転立地に関する請願書。

請願の要旨、宍粟市立千種幼稚園を存続し、現宍粟市立千種南小学校の空き教室等の施設、またその隣接地に用地を求め、移転していただきたい。

請願の理由、急激な少子化が進んでいるとはいえ、保護者は少なくとも幼児期の子育てについては公立幼稚園か民間保育所かの選択ができることを望んでいます。現在、杉の子保育園は宍粟市が公費を投入するまでもなく、みずからの経営方針により民間保育所を営んでおられます。今後も民間だからこそできるノウハウと役割に基づき、立派に経営されるでしょう。また、幼稚園は子どもの教育の場というだけでなく、親育ての場という側面を持っております。親は公立幼稚園を通して初めてPTA活動を経験し、小中学校のPTAや連合PTA活動へと人的な連帯を強め、やがて地域においても力を発揮してきた長い歴史的な実感があります。その原点でもある千種幼稚園を廃園し、民間委託による認定こども園の設置は、そうした千種の保護者や地域の思いを断絶するものであり、拙速な計画に断固反対をいたします。

現在の千種幼稚園は、園舎の老朽化だけではなく、急で狭い坂道の登降園、不十分な駐車場などの立地条件の悪さが長年の問題となっております。そこで、既存の施設を有効利用するという財政上の事情があるとの説明でありますので、千種南小学校の空き施設、またはその隣接地を活用し、千種幼稚園を移転していただくのが最も合理的であります。

これまで宍粟市において、千種は幼小の連携だけではなく、県下初の連携型中高一貫教育や小中学校のコミュニティースクールの姿勢など、幼小中高と、学校園の垣根を越えて地域とともにさまざまな教育に取り組んできた地域としての実績があります。少子化が進行している現在、この千種独自の連携教育を深めていくことこそ、就学前の子どもによりよい教育の環境整備を目指す上で重要であります。ようやく地域の努力と工夫により実り始めた幼小中高の連携教育をあえて否定するような幼稚園の民間委託があってはならないと考えます。さきの議会で採択された意見

書の趣旨も十分に踏まえていただくよう、関係機関の皆様の賢明なる判断を何とぞお願いをいたします。

なお、御提案申し上げております請願は、幼稚園保護者、約30名が署名活動を行い、千種町の有権者の62%に当たる1,843名の署名を添えて提出をされております。何とぞ、保護者の願い、地域の思いをお酌み取りいただき、議員各位の慎重なる御審議をお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 高山政信議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 1番です。

このたびの請願書につきましては、ただ単に千種地域の幼保一元化の問題だけではないに、今後の幼保一元化推進事業全体に影響してきますので、私は担当委員ではありませんので、この場で3点ほど質疑をいたしたいと思います。委員会での審議もありますので、できるだけ簡潔にお答えいただければと思います。

私が言うまでもなく、請願の紹介というのは請願の内容に100%というほど、ちゃんときちんとした賛同をして、その上で議会への橋渡しをするものだと私は理解しております。このたびの請願は、今おっしゃいましたように1,843名という多数の署名のある請願でございますが、議員はこの人数に関係なく、仮にこの請願がごく少人数の請願だったとしても、この請願内容に完全に賛同した上で議会に橋渡しをされようとしているものだと私は理解しております。

そこで質疑ですが、請願書では、公立幼稚園は親育ての場となってきたのに民間委託のこども園ではそれを断絶するものだと言われております。民間委託のこども園では親育てはできないということを言われておるんですか、お聞きします。

2番目に、これまで千種独自に進めてきた幼小中高の連携教育をあえて否定するようなものと言われておりますが、民間委託のこども園では連携教育は不可能だという考えなのでしょうか、お聞きします。

次に、もう1点ですが、これは紹介議員の岩路議員にもお聞きしたいんですが、幼保一元化とか学校規模適正化については、これまで何年もかけて検討してきたことでありまして、議会としてもその方向性を認めてきたことではないかなと思います。今年度も幼保一元化へ向けた基盤整備として、予算も承認しております。それ

にもかかわらず、こういう請願に対して紹介議員になるということは、これまでの議会の方向性まで否定されようとしておるんですか。そういうことをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

その前に、間もなく12時になりますが、このまま会議を続けさせていただきます。御了解ください。

12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） 岸本議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の質問、また2点目の質問、関連があるかと思うんですけれども、幼稚園の請願の提出者にお聞きいたしましたところ、やはり子育ての期間中というあたり、今まで幼稚園のPTA活動を通じて、ほかの連P等々のPTA活動のデビューをしたというようなことも言われておるわけでございます。民間の委託になりましたらできないのかという話なんですけれども、そのあたり、しっかりと教育委員会あたりが説明をされておるのかなというようなことを僕も提出者にお聞きいたしましたところ、なかなかそういった意味でしっかりした答えが伝わってこない。ということで、大変不安を持っておられるということでございます。たとえ認定こども園になりましたとしても、そういった活動ができるのか、しっかりした活動ができるのか、そのあたりがしっかり見えてこないということで、そういったことをこの請願で述べられておると私は認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） 今、紹介議員の1人としての高山議員のほうからも岸本議員の質疑に対して答えていただきました。私もそのとおりだと思います。

それともう1点、岸本さんにお答えをするにつきまして、2点、私の思いは岸本さんの思いと全く同一でない点がございますので、まずその点についてお答えをします。

紹介議員というのは、問題は、この一言一句に全く同じかというようなことをお尋ねありましたけれども、私どもが紹介議員として請願の一番大きな要素は何かということでございます。

まず、申すまでもなく、私どもは全栗市の住民の方の代表ということでありまして、ある一方におきましては、地域の住民の方々の思いを代弁し、またつ

なぐという側面がございます。そうした意味から、この趣旨、あるいは背景に述べられている思いは私は共感をし、賛同をするものでございます。そういう意味におきまして、請願を紹介する議員の1人にならせていただいたということがもう1点でございます。

それから、もう1点は、この幼保一元化の方向性につきまして、この千種の幼保のあり方、今後の推進の仕方が大きく影響してくるんじゃないかという懸念を示されております。私はそのとおりだと思います。この思いについては、いろいろと議論もこうした場、あるいは総務常任委員会、予算特別委員会、こういったようなところで、るるお互いの意見が交わされ、討議も深められたというように理解をしております。

しかしながら、この予算も計上されているにもかかわらずという部分につきましては、この平成23年度の予算審査の取りまとめをさせていただいた私の立場から申しましても、この計上された1億800万円の施設整備費がすんなりとそのとおりだというようには、議論を経て承認されたというようには理解しておりません。結果的に修正をするようないともございませぬし、物理的に、議長の思いの中に異例の発言がありましたように、予算の修正こそ至らなかったけれどもという部分、それから前回の議会に出ました請願につきまして、中身について、非常に明快でないという部分がありまして、総務委員長の大上委員長等も大変御苦勞いただきまして、そして集約された部分は、現在進められている幼稚園の立地というものについて大きな疑問を投げかけ、請願の趣旨を踏まえて立地の再検討をするようにということが最終的に意見書としてなされたという理解をしております。

そういうことで、確かにこの問題につきましては、今の既に出発した路線を全くねじ曲げてしまうんかと、反対するんかと、こういうような議論は極論でありまして、この1,800に余る住民の方々の思いを議会としては受けとめて、そして今後の千種に、まず現実の問題として起きてるのが、具体化が急がれている千種において幼保の一元化という問題を、この思いにこたえて、議会として受けとめていただきたい。そして今後の本市における幼保一元化の一つのよくも悪くもモデルケースになるということが十分に考えられますので、一つ皆さん方のお知恵を十分に拝借しながら、何とかこの思いを採択をしていただいて、新たな本市の幼保一元化のあり方、そういうものに向かっていくことを願って紹介議員となったものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） この趣旨の理由の中に、「計画に断固反対いたします」とか、「あえて否定するような幼稚園の民間委託はあってはならない」とかいうふうな言葉がありましたので、ちょっと私もひっかかったわけでございます。特に宍粟市では、民間でできることはできるだけ民間に任せようという方向で来ておりますので、そういう方向性とどうかなというふうに考えたので、一応質疑をさせていただきましたが、これ以上のことは、また委員会のほうで十分審議していただきたいと思いますが、もし委員会に請願者が出席して説明していただくような機会が今回あるとすれば、その真意について十分、委員の皆さん、お聞きになっていただきたいなということを希望して、終わります。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。お諮りします。

請願第2号は、お手元に配りました議案付託表のとおり総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第2号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

会議の途中でありますので、ここで暫時休憩をいたします。昼食のために、午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第10 請願第3号

○議長（岡田初雄君） 日程第10、請願第3号、播州地域の市民の生命と財産を守る一級河川揖保川及び一般国道29号の整備事業の推進に関する請願についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

11番、實友 勉議員。

實友議員に申し添えますが、説明は簡潔にお願いいたします。

○ 1 1 番（實友 勉君） それでは、議長より簡潔にということですので、非常に長文になりますので、請願の趣旨につきましてはお目通しをいただきまして、2枚目の下段の請願の項目のみの朗読というふうにさせていただきたいというふうに思います。

播州地域の市民の生命と財産を守る1級河川揖保川及び一般国道29号の整備事業の推進に関する請願書。請願の提出の方は、兵庫県姫路市北条1-2-250、国土交通省前建設労働組合近畿地方本部姫路支部支部長と、同じく国土交通省管理職ユニオン近畿支部姫路分会分会長からでございます。紹介議員は私、實友でございます。

それでは、2枚目の請願の項目について朗読をさせていただきたいというふうに思います。

請願の項目、1、公共事業予算を防災、生活関連、維持管理に重点配分するとともに、1級河川揖保川及び一般国道29号の防災事業を含む整備事業について、災害時でも迅速に対応できる体制を確立すること。

2、一般河川揖保川及び一般国道29号の防災事業を含む整備事業について、国の責任において実施すること。そのため、姫路河川国道事務所を存続させること。

上記請願項目について、国の関係機関に意見書の提出を求めるものでございます。よろしく賛同いただきますようお願いを申し上げます。説明にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 實友 勉議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第3号は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第3号は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第11 発議第2号

○議長（岡田初雄君） 日程第11、発議第2号、宍粟市議会改革推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 発議第2号、宍粟市議会改革推進特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。提出者は議会運営委員長、私、岡前治生でございます。上記の議案を地方自治法第109条の2及び宍粟市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

それでは、この特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

皆さんも御存じのとおり、本宍粟市議会では3月定例会で議会基本条例を制定し、市議会と市議会議員の役割を明示し、その行動を明確にいたしました。この条例の施行によりまして、従来に増して市議会の自主的、自立的な取り組み、議会の改革が必要となっております。条例に規定する市民の代表機関としての役割を果たす具体的な取り組み、また議員政治倫理条例の検討、公費選挙のあり方、また議員定数の見直しの検討など改革を進めるため、地方自治法第110条及び宍粟市議会委員会条例第6条の規定に基づき、特別委員会の設置を提案するものであります。

なお、この委員会は会議規則第96条の規定により、二つの分科会を設け、政策に関すること、市民との交流に関することの、それぞれ二つの取り組みを進めることが適切であると考えております。議員各位におかれましては、特別委員会の設置の趣旨に御賛同いただき可決賜りますようお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。



発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論ないようにございます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決いたします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました宍粟市議会改革推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

1番、岸本義明議員、2番、寄川靖宏議員、3番、木藤幹雄議員、4番、秋田裕三議員、5番、東豊俊議員、6番、福嶋斉議員、7番、伊藤一郎議員、8番、岩路昭美議員、9番、藤原正憲議員、10番、大倉澄子議員、11番、實友勉議員、12番、高山政信議員、13番、山下由美議員、14番、岡前治生議員、15番、山根昇議員、16番、小林健志議員、17番、大上正司議員、18番、西本論議員、19番、岡崎久和議員。以上19名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました19名を宍粟市議会改革推進特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました特別委員会の委員長、副委員長の選任であります。

特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に委員会を開会し、互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時07分休憩

---

午後1時15分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま設置されました宍粟市議会改革推進特別委員会の委員長、副委員長が決まりましたので、御報告いたします。

委員長に19番、岡崎久和議員、副委員長に9番、藤原正憲議員、同じく副委員長に11番、實友 勉議員が委員会において互選されましたので、報告いたします。

次に、委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午後1時16分休憩

---

午後1時50分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま民生生活常任委員長から、付託しておりました第37号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第37号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第37号議案を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

追加日程第1 第37号議案

○議長（岡田初雄君） 追加日程第1、第37号議案、小型動力ポンプ付積載車等購入契約の締結についてを議題といたします。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第37号議案、小型動力ポンプ付積載車等購入契約の締結について、報告いたします。

平成23年9月5日に審査付託のありました第37号議案、小型動力ポンプ付積載車等購入契約の締結については、平成23年9月5日に第9回民生生活常任委員会を招集して審議を行いましたので、会議規則第104条の規定により、御報告申し上げます。関係職員に説明を求め、慎重に審査いたしました。第37号議案の関係部分の内容としましては、宍粟市消防団の機動部が使用する小型動力ポンプ付積載車等で、使用年数が20年を超えるものがあり、緊急時の火災に対して市民の安全確保を図ることを目的に、このほど小型動力ポンプ付積載車3台と積載車1台を一括購入する

ものであります。積載車等の購入に当たり、去る平成23年9月2日に入札を執行された結果、たつの市新宮町井野原276番地の1の有限会社岡本ポンプとの契約をし、契約金額として2,692万円で購入契約を締結しようとするものであります。審査の結果、第37号議案の関係部分は適切と判断し、全会一致で原案を可決するべきものと決しましたので、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第37号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月14日午前9時30分より開会します。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

（午後1時52分 散会）